

おおもり



この印刷物は、環境に配慮された原材料を使用し、リサイクルを考慮して製作されています。



法人ニュース
Vol.6 2016.10.11-12

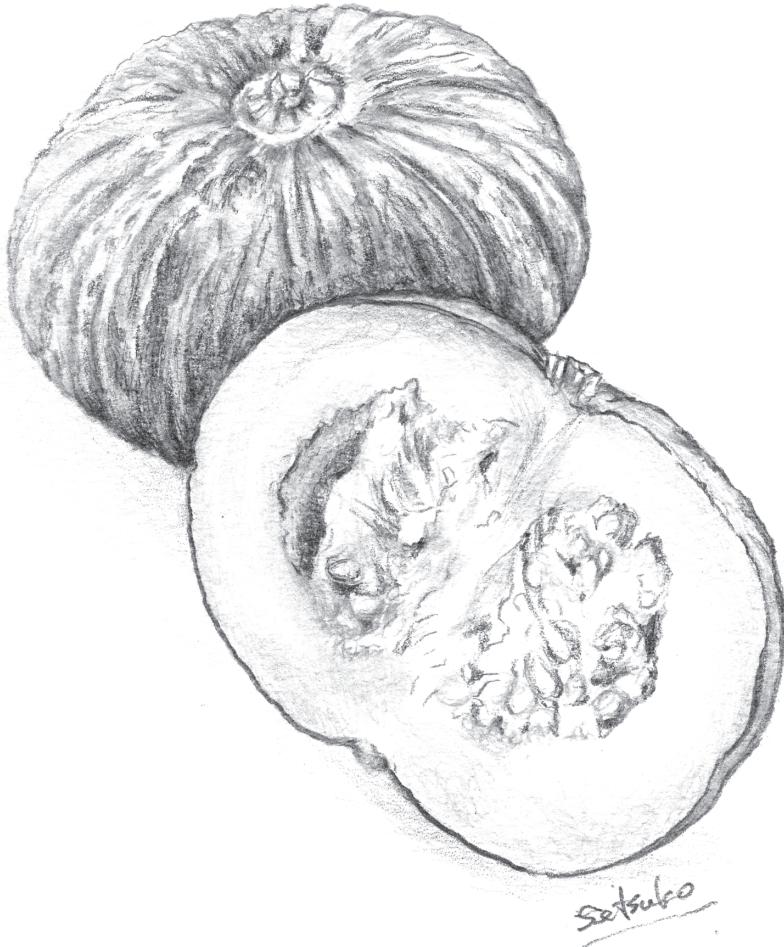
霜月号

■顔■

大森税務署長 山口 芳朗 (2)

タックス・インフオメーション (4)
税制改正要望全国大会 (6)
日本政策金融公庫から／都税だより (13)
ダイアリー (15)

ひろば (10)



(作者・京浜容器(株) 内海節子氏)



よき経営者をめざすものの団体
公益社団法人 大森法人会
<http://www.tohoren.or.jp/oomori/>

かぼちゃ 南瓜(ウリ科カボチャ属/中南米原産) 英名Pumpkin

かぼちゃは16世紀頃にポルトガル人によりカンボジアの産物として日本に伝えられました。ピンときた方もいると思いますが、当時、東南アジアのカンボジア産と伝えられていたことから、カンボジアがなまって「かぼちゃ」と呼ばれるようになったとか。 (文・(有)エヌ・フォーラム 中西亮)

顔

今号の顔は何を語るか――

152

進化する税務行政の情報処理化に力を尽くし、大森へ

大森税務署署長

山口 芳朗

「消費税等期限内完納運動推進宣言」をした大森税務6団体。私たち大森法人会もその一員です。そんな大森に新しい税務署長をお迎えしました。税務行政の情報処理化と深く関わってこられた山口芳朗さんをご紹介します。

彩り豊かなまち大森
今後の探索が楽しみです

駅前には密集した下町の風景が残っています。国道一号線を超えると工業化の進んだ事業とともに昔ながらの海苔関係のお仕事を続けられる方も多い。山王側も昭和の雰囲気が漂う飲食店街があると思えば、文士ゆかりの「馬込文士村」や閑静な住宅街もある。彩り豊かな町だなという印象です。

昆虫好きの少年が
農学部志望から税務の世界へ

もともと私は昆虫好きな少年で、昆虫採集はもちろん深夜に起きて蟻の巣を観察するなどしていました。それが中学生くらいから関心が動物に移り、高校生になると植物へのほうにいけばトランクが行き交う活況もみられます。環七とお台場を結ぶようなくだり、大森の駅前には、昔ながらの商店街が残っています。その中で、昭和の雰囲気が漂う飲食店街があると思えば、文士ゆかりの「馬込文士村」や閑静な住宅街もある。彩り豊かな町だなという印象です。

高校卒業後、最初の1年間は税務大学校で研修を受け、さらに初任者研修を3か月。その後、私は東京国税局の事務管理課に配属され電子計算機で内部事務を行う部署で6年間勤務しました。

もともと私は昆虫好きな少年で、昆虫採集はもちろん深夜に起きて蟻の巣を観察するなどしていました。それが中学生くらいから関心が動物に移り、高校生になると植物へのほうにいけばトランクが行き交う活況もみられます。環七とお台場を結ぶようなくだり、大森の駅前には、昔ながらの商店街が残っています。その中で、昭和の雰囲気が漂う飲食店街があると思えば、文士ゆかりの「馬込文士村」や閑静な住宅街もある。彩り豊かな町だなという印象です。

税務行政に欠かせない
KSKシステム

国税庁は昭和36年2月から電算化への取り組みを始めています。配属された当時はすべて自前でシステムの仕様もプログラムも職員がつくり、オペレーターも職員でした。その後、王子署に配属されたもののまた情報処理関係に異動するなどを経て、今年で39年目になる勤務歴のうち20年間を情報系の仕事で過ごしてきました。税務の世界が、紙からデータに移っていく変遷を目の当たりにできたことは、貴重な経験だと思います。

平成2年から始まつたKSKシステムⅡ国税総合管理



システムの開発はことに印象深い仕事です。当時、私は開発ではなく運用の仕事に携わりました。税務行政における情報処理というと、皆様、e-Taxのほうがご存じかと思いますが、これは納税者の皆様に向けたもので、KSKは内部のシステムといえます。インターネットとは隔絶された環境で運営され、皆さんの納税データを守るかたちをとっています。システムダウンしないよう日々細心の注意をはらいながら、セキュリティ管理に万全を期しています。

KSKが全国拡大したのは平成13年。私はその前年、機器の設置と研修を担当する係でその準備を行つていました。全国拡大からすでに15年。今やKSKは税務署内では空気のような当たり前の存在となつていて、これに感慨ひとしおです。

大森署に配属されて職員の皆さんに最初にお話したことは「基本を大事に、ルールを守る」ということでした。基本とは「24時間公務員」。どんなときも公務員としての自覚を持ち、ふるまいをするということです。そのうえで、個々の経験と知識を生かして「発想してください」とお願いをしました。発想力を発揮して、少しでも仕事の効率をあげ、納税者の皆さんと円滑なコミュニケーションをはかりながら、充実した税務行政を進めていきたいと願っています。

私は今、56歳。新しいシステムを導入するために深夜1時帰宅、午前6時に家を出るという時期もありました。一男一女の子育てを含め、妻には苦労をかけたと思います。夫婦で旅行を楽しむようになつたのは最近のこと。趣味としては、自宅の小さな菜園での野菜作りですかね。農薬を使わざとれた野菜をすぐに食する。作るのは私

で、妻はもっぱら食べる専門です。それと趣味ではあります。それが読書は好きで、週2冊程度を読んでいます。最員の作家のものはすべて読破していますが、ジャンルを問わずいろんな本を読むようになっています。本からいろいろなことを学べるわけですから、読書は人生の糧、心の糧だと思っています。

法人会の皆さんとはこれからも親しく関係を築いていきたいですね。そのため私にできることがあれば、講演会などのご要請も譲り込んでお受けいたします。昔

から童顔で、年齢よりも若く見られることが多かったので、最近、眼鏡を変えて、少しでも年齢相応に見えるよう工夫をしました。このような顔でよろしければ、ぜひ覚えていただいて、「日々是好日」に過ごしていきたいと願っています。

（インタビュー）
石井 幸恵 補田 由紀子
谷村 紀久代 福田 スミ 安野 貞治郎

（文）
10月6日 大森税務署にて

■プロフィール■
山口 芳朗（やまぐち・よしあき）
1960年2月生まれ 佐賀県武雄市出身
昭和53年4月 福岡国税局採用
昭和54年6月 東京国税局総務部 事務管理第二課
(今まで、通算で20年間情報システム関係に勤務)
平成20年7月 東京国税不服審判所 副審判官
平成23年7月 東京国税局税務相談室 主任相談官
平成24年7月 中野税務署 副署長（管運・法人担当）
平成26年7月 国税庁東京派遣 主任監察官
平成27年7月 東京国税局総務部 事務管理第三課長
平成28年7月 大森税務署長

年末調整について

年末調整とは、給与の支払者がその年最後に給与の支払をする際、給与の支払を受ける各個人別に、それまでその年中に給与を支払う都度、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額と、その年中の確定した給与総額について正しく計算した納付すべき税額（年税額）とを比較して、過不足額の精算を行うことをいいます。したがって、この年末調整は、給与の支払を受けた大部分の人にとって確定申告に代わる役目を果たす大切な手続といえます。

1 年末調整を行う時期

年末調整は、原則として、その年最後に給与の支払をする際に行いますが、年の中途で死亡等を理由に退職した人や海外の支店への転勤等により非居住者となった人などについては、その退職の時又は非居住者となった時に年末調整を行います。

2 年末調整の対象とならない人

次に掲げるような人に支払う給与は、年末調整の対象になりません。

- (1) 国内に住所も1年以上の居所も有していない人（非居住者）
- (2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（源泉徴収税額表の乙欄又は丙欄の適用者）
- (3) 本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人
- (4) 「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税につき徴収猶予や還付を受けた人
- (5) 年の中途で退職（死亡退職等を除きます）した人

3 年末調整の手順等

年末調整の手順や上記事項の詳細については、「平成28年分 年末調整のしかた」をご覧ください（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます）。

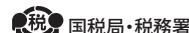
国税の納付は簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください!!

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書のデータの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。

電子納税に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、徴収高計算書の送信にも電子証明書等は不要なので、源泉所得税及び復興特別所得税を納めている方に、特におすすめです。

その他にも、インターネットバンキングやモバイルバンキング、金融機関のATMを利用した電子納税の方法もございます。

詳しくは、e-Taxホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】をご覧ください。



ご存知ですか?

源泉所得税に関する改正点

平成28年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。

1 通勤手当の非課税限度額が月額15万円に引き上げされました

通勤手当の非課税限度額が10万円から15万円に引き上げられ、改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のようになりました。



区分	課税されない金額	
	改正後	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用して支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)
② 自動車や自転車などの交通用具を使用する人に支給する通勤手当	通勤距離に応じて、課税されない金額が変動 改正なし	
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 100,000円)

※改正後の非課税規定は、平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税規定は適用されません。

- (1) 平成27年12月31日以前に支払われたもの
- (2) 平成27年12月31日以前に支払われるべき通勤手当で、平成28年1月1日以後に支払われるもの
- (3) (1)又は(2)の通勤手当の差額として追加支給されるもの

2 非課税とされる学資に充てるため給付される金品の範囲が改正されました

3 給与等の支払者に対して提出する扶養控除等申告書等について、その支払者が当該提出をする者等の個人番号等を記載した帳簿を備えているときは、当該扶養控除等申告書等に当該帳簿に記載された個人番号の記載を要しないこととされました

各改正の詳細やその他の源泉所得税に関する改正等につきましては、国税庁ホームページに掲載のパンフレット「平成28年4月 源泉所得税の改正のあらまし」をご覧ください。

国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】

(ホーム▶税について調べる▶パンフレット・手引き▶平成28年4月 源泉所得税の改正のあらまし)

- D** 一般的な次の文書を作成した場合、印紙料金に課税対象となる文書はどうか?
② ① ちらでしょか?
土地賃貸借契約書
- C** 支払われる報酬・料金に課税額がいくらを超えた場合に、中間申告の提出及び納付を行わなければならぬでしょうか?
② ① プロバスケットボールの選手 プロテニスの選手
- B** 消費税において直前の課税期間の年間確定消費税額がいくらを超えた場合に、中間申告の提出及び納付を行わなければならぬでしょうか?
② ① 四十八万円 六十二万円

- A** 平成二十八年四月一日以後に取得等をする建物附属設備及び構築物の償却方法はどちらでしょうか?
② ① 定額法

税
金
ク
イ
ズ

法人会 全国大会・税制改正要望全国大会・

法人会は「税」を中心活動している団体として、中小企業にとって適切な税制の確立のため、毎年税制改正要望大会を開催して、決議された要望事項は政府や国会などへの強い働きかけにより、法人税制の改革が実現されるなど、これまでにも大きな成果をあげています。平成29年度税制改正要望は10月20日長崎ブリックホールにおいて、全国各地の法人会を代表する1,900名の参加により開催されました。

法人会全国大会と一緒に開催 税制改正要望全国大会・

平成29年度税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。

○国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出・歳入両面からの強力な改革が求められる。

(1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2) 2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円、社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。今回

の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行なうべきである。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出・歳入の具体的な改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求めることとする。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5) 国債の信認が揺らいた場合、金利の急上昇など金融資本市場に大きな影響を与える成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

(6) 持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○持続可能な社会保障制度によって可能なこと、それが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

限り抑制とともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金負担相当分の年金給付削減」等抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行なう必要がある。給付の急増を抑制したために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成するため介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者(こそうでない者)にメリハリをつけ給付のあり方を見直す。

(3) 介護保険については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。



大森法人会税制委員長

矢野口 智一

しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が

「まず魄より始めよの精神に基づいて自ら身

を削ることが何より必要である。

(1) 国・地方における議員定数の大膽な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) (3) 積極的な民間活力導入を行ない成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○ 軽減税率は何と云つても事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度では単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

○ 税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴つてより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

○ OECD加盟国の法人実効税率平均は約22%となつており、こ

れらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は一般的の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を时限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。

なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1、600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなつていては、とから直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

② 少額減税償却資産の取得額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

(3) 中小法人課税について、適用される中小法人の範囲(現行：資本金1億円以下)を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標(例えば、所得金額や売上高)」を使用した場合、毎年度金額が変動する業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点がいつも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

○ 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済

の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

3. 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。

(2) 相続税・贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③ 対象会社規模を拡大する。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

④ 取引相場のない株式の評価の見直し

⑤ 平滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や、比準要素のあり方を見直す必要がある。

III. 地方のあり方

○ 地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘

される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点がいつも慎重に検討すべきである。

○ ふるさと納税制度一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適

○ 切な見直しが必要である。

○ 异常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方には不安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体人口30万人程度の拡充を図るために、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチャック機能を活かした「事業仕分け」のよきな手法を広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正化には是正する必要がある。そのためには、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化することとも、より納税者の視点に立つて行政に対するチャック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める行政委員会委員の報酬についても、日当制を広く導入するなど見直すべきである。

○ 東日本大震災については、本年4月から「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」に入つたが、被災

IV. 震災復興

1. 所得税のあり方
- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し

所得税関係

1. 配当に対する「重課税の見直し」
2. 電子申告

その他

地の復興、産業の進展は、いまだ道半ばである。今後の復興事業に当たつては、これまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するなど、原発事故への対応を含めて、引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じようとする。

○ 本年4月に起つた熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。

○ 今後も、大規模な災害が発生すると予想されることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

『税目別の具体的課題』

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も利益運動給与の損金算入を認めるべき

2. 公益法人課税

法人税関係

1. 個人住民税の均等割
2. 少子化対策

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みである。これから「これ以上の課税強化は行うべきではない。」

2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たつては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、「少額資産の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- (4) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行つて、行政の効率化の観点から評価体制は二元化すべきである。

4. 法定外的税

その他

大会宣言

法人会全国大会・長崎大会



われわれ法人会は、新公益法人等への移行を契機に、昨年、新たな理念を制定し、「税のオピニオノリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」等、税を中心とする活動を積極的に展開し、引き続き広く社会へ貢献していくこととした。

経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
適正な負担と給付の重點化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！

現在、わが国経済は、消費者マインドに足踏みが見られ、このところ一部に弱さも見られるものの、緩やかな回復基調が続いている。一方、海外においては、中国をはじめとするアジア・新興国や資源国等の景気の下振れ、英国のEU離脱問題などがあり、先行きに不透明感が高まっている。

こうしたなか、アベノミクスの中、心的役割を果たしてきた金融政策の限界が指摘され始めており、デフレから完全に脱却するためには、抜本的な規制改革の実施など成長力の確保に向けた取組みの強化が必要となっている。また、国家的課題である財政健全化については、消費税の税率引き上げが再延期されることを踏まえ、歳出・歳入一体による強固な改革工程を改めて策定し、明確な道筋を示す必要がある。

法人会は、これまで法人実効税率の引き下げを提言してきたが、平成28年度税制改正により「法人実効税率20%台」が実現し、大きな前進が図られたところである。しかしながら、眞の経済再生のためには、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成29年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ長崎の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成28年10月20日
全国法人会総連合全国大会

平成29年度 税制改正スローガン

◎経済の再生と財政健全化を目指し、
歳出・歳入の一体的改革を！

◎適正な負担と給付の
重点化・効率化で、

持続可能な社会保障制度の
確立を！

◎中小企業の重要性を
認識し、

活性化に資する

税制措置の拡充を！

◎中小企業にとって
事業承継は重要な課題。

本格的な事業承継税制の
創設を！



地域イベント参加

10/2(日) 税金クイズ 参加者300名

大森まち活フェスタ

会場 大森駅東口ロータリー広場



▲パネルのヒントを見ながら税金クイズにチャレンジ！

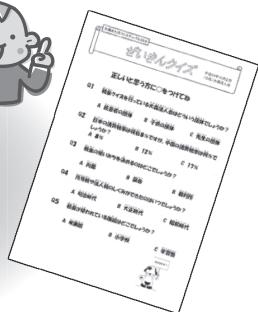
7/23(土) 税金クイズ 参加者150名

馬込盆踊り大会

会場 馬込第三小学校



▲うーんむずかしいな？



大森法人会では、各地域のイベントに参加！

イベントでは、「税金クイズ」、「暮らしの税情報」の配布、法人会のPRもかねて、「こどもミュージカル」を実施しました。

各会場とも大変盛り上がり、子供たちの「笑顔」が絶えないひと時でした。

8/27(土) 税金クイズ 参加者150名

ミハラ通り夜店フェスティバル

会場 美原通り商店街



▲クイズに答えた方は、こちらの景品を！

8/28(日) イベント 参加者400名

第14回池上祭

会場 池上会館「こどもミュージカル」



▲公演後ホッと胸を撫で下ろす劇団員の皆さんとの
ワンカット

ひろば

理事OB会

8/30(火) 参加者10名

森友会懇親会

大森法人会、理事・監事経験者の会「森友会」。初めに、法人会の近況報告が行われ、「より良い法人会活動をするためには」について、意見交換。

その後マジシャンを迎えて懇親会を実施。



▲皆さん真剣なまなざしです！

女性部会施設見学会

10/4(火) 参加者41名

迎賓館・浅草散策と隅田川ライン下り

先月実施予定のはずが、外国からの来賓のため見学中止になった迎賓館。

見学会も延期し、今回リベンジ。

しかし当日は先月見学中止の影響が関係し、迎賓館は大混雑！残念ながら館内は見学する事が出来ませんでした。交流会場の「うまや」では、お酒が入り会話も弾み、楽しい時間を過ごしました。



法人会研修会

7/26(火) 参加者12名

法人会パソコンセミナー 「便利なワード裏技講座」

日常業務で使用している「ワード」。文書作成などの作成時間を大幅に短縮できる、様々な便利な機能をピックアップして学習し、各自のスキルを向上しました。



▲講師 (株)ブレーン 岩見 誠氏

9/27(火) 参加者23名

青年部会研修会

「AI(人工知能)はビジネスをどう変えるのか」

青年部会では、e-TAX利用の理解についてと、今注目の“AI”がビジネス界に与える影響や、AIが代替する業務について、未来のビジネスモデルについて研修しました。



▲講師 大森税務署 川勝上席
ジャイロ総合コンサルティング(株) 大木 ヒロシ氏



法人会企業交流会

7/30(土) 参加者52名

第2支部・第5支部合同 (大森西地区・馬込地区)

会場 松濤園「櫻」



▲最高のロケーションで美味しい食事を堪能!

8/23(火) 参加者52名

第3支部 (大森本町地区・大森北地区・山王地区)

会場 大森東急REIホテル



▲演奏終了後、会場の皆さんから拍手喝采!

毎年恒例となった法人会企業交流会。今年も各支部思考を凝らし実施。

アトラクションでは、お楽しみ抽選会のほか、“癒し”ミュージシャン通事 誠氏の生演奏、フレッシュな演奏家の“Summer Quartet”的生演奏や、マジシャン“COZMO”さんのテーブルマジックなどを鑑賞しました。参加の皆様には、真夏の夜のひと時を楽しんでいただきました。

8/25(木) 参加者70名

第1支部

(大森南地区・大森東地区・大森中地区)

会場 大森東急REIホテル



▲大人も子供も目の前で繰り広げられるマジックに夢中!

8/26(金) 参加者43名

第4支部

(中央地区・池上地区)

会場 松濤園「櫻」



▲三線から繰り出す独特なリズムが参加者の心に響く!

データ

平成28年10月末現在

管内法人数 7,115社

大森法人会員数 1,754社

環境広場

環境・省エネ活動の一環で法人会事務局のガス・電気代の昨年との比較を掲載しております。

	平成28年10月	平成27年10月	使用量差	昨年比
ガス代	24,152	16,353	7,799	148%
電気代	23,856	29,413	▲5,557	81%

年末資金のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業は、地域活性化や成長分野に取り組む皆さまを応援しています。
ご相談やお問い合わせなど、お気軽にご連絡ください。

年末資金の
ご相談を受付中

例えばこのようなお使いみちに

- ▶冬のボーナス用資金として
- ▶年末キャンペーン用の販売促進費用として
- ▶年内の買掛金の決済資金として
- ▶季節イベントの経費として

年末に向けてご相談窓口は大変混み合います。計画的な資金繰りのためにお早めにご相談ください。

ぐわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jpをご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

日本政策金融公庫 大森支店 国民生活事業
〒143-0016 東京都大田区大森北1-15-17
電話03-3761-7552

都
税
だ
より

—東京都と都内区市町村からのお知らせです—

事業主の皆さま ▶ 平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します!

事業主の皆さまは、特別徴収の実施に向けて、ご協力くださるようお願いいたします。

特別徴収とは?

従業員の方の個人住民税は、事業主の方が従業員の方に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく「特別徴収」が原則となっています。

※従業員が常時10人未満の場合は、従業員のお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができる「納期の特例」の制度があります。

特別徴収のメリット

特別徴収にしていただくと、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。

◆詳しくはホームページをご覧ください。

東京都 特別徴収

検索



個人住民税PRキャラクター

2月

1日(水)	
2日(木)	★新設法人説明会 13:30~16:00 法人会館 研修室
3日(金)	節分
4日(土)	立春
5日(日)	
6日(月)	
7日(火)	
8日(水)	★記帳教室 13:30~16:00 法人会館 研修室
9日(木)	
10日(金)	
11日(土)	建国記念日
12日(日)	
13日(月)	
14日(火)	バレンタインデー ★決算法人説明会 13:30~16:00 法人会館 研修室
15日(水)	
16日(木)	平成28年分確定申告開始～3月15日まで
17日(金)	
18日(土)	
19日(日)	
20日(月)	
21日(火)	
22日(水)	
23日(木)	法人税確定申告書の見方・書き方講座① 13:30~16:00 法人会館 研修室
24日(金)	
25日(土)	
26日(日)	
27日(月)	
28日(火)	
期限	2/10 源泉所得税(1月分)納税
	2/28 12月決算法人の確定申告と納税
	2/28 6月決算法人の中間申告と納税
	2/28 社会保険料(1月分)納付

夏季オリエンピックリオデジヤネイロ大会では男女の卓球や女子のバドミントンダブルス、シンクロナイズドスイミング、男子の体操や400メートルリレーなど日本選手のチームワークに感動の連続でした。また、パラリンピックでも選手の活

化の影響なのでしょうか
来年こそは平穏な一年である事を願いたいです。
(広報委員 三浦重行)

お出かけください。

☆新年賀詞交歎会

1/24(火)大森東急REIホテル

年間の事業で一番会員の皆様が参加する賀詞交歓会。

異業種の方々が集まる交流会となります。
ぜひご参加下さい！

★平成28年分確定申告書提出

期間 2/16(木)～3/15(水)

会場 池上会館 西館2F

～この期間に忘れずにご提出下さい！～

★法人税確定申告書の見方・書き方講座

2/23(木)～3/16(木)(全5回)

法人税確定申告書の“どこに”“何が”

書かれているかを学んでいただきます。

“レッツチャレンジ！”

◆カレンダーの各
開催要領は当会
ホームページを
ご覧ください。



ジャスト・タク・ワード

おおもり法人ニュース 平成28年11月20日 第295号 ⑯

★印のイベントは一般の方も参加できます。
詳しくは事務局 03(3751)4484までご連絡ください。

D ① 土地の賃借権の設定に関する契約書に該当し、印紙税額一覧表の第一号の二文書となります。

12月

4日(木)	広報委員会16:00～法人会館会議室 終了後年末懇親会
2日(金)	
3日(土)	
4日(日)	源泉部会施設見学会 宮島・岩国方面一泊二日
5日(月)	↓
6日(火)	女性部会研修会＆年末懇親会14:00～ 法人会館研修室
7日(水)	★新設法人説明会13:30～16:00 法人会館研修室
8日(木)	税制委員会施設見学会
9日(金)	
10日(土)	
11日(日)	
12日(月)	
13日(火)	
14日(水)	★決算法人説明会13:30～16:00 法人会館研修室
15日(木)	年賀郵便取り扱い開始
16日(金)	
17日(土)	
18日(日)	
19日(月)	
20日(火)	
21日(水)	冬至 源泉部会役員会16:00～17:30 法人会館会議室
22日(木)	
23日(金)	天皇誕生日
24日(土)	クリスマスイブ
25日(日)	クリスマス
26日(月)	
27日(火)	
28日(水)	御用納め
29日(木)	
30日(金)	
31日(土)	大晦日
期限	12/12 源泉所得税(11月分)納税
	※10月決算法人の確定申告と納税
	※4月決算法人の中間申告と納税
	※社会保険料(11月分)納付
	※印の期限は2017年1月4日

期限

※印の期限は2017年1月4日

1 用

1日(日)	※元旦
2日(月)	
3日(火)	
4日(水)	御用始め
5日(木)	
6日(金)	
7日(土)	七草
8日(日)	
9日(月)	※成人の日
10日(火)	
11日(水)	
12日(木)	
13日(金)	
14日(土)	
15日(日)	
16日(月)	
17日(火)	
18日(水)	
19日(木)	
20日(金)	大寒
21日(土)	
22日(日)	
23日(月)	
24日(火)	大森法人会新年賀詞交歓会18:00～大森東急REIホテル会議室
25日(水)	
26日(木)	
27日(金)	
28日(土)	
29日(日)	
30日(月)	
31日(火)	
期限	1/10 源泉所得税(12月分)納税
	1/20 納期の特例の適用を受けている場合の 所得税及び復興特別所得税納税
	1/31 11月決算法人の確定申告と納税
	1/31 5月決算法人の中間申告と納税
	1/31 社会保険料(12月分)納付
	1/31 源泉徴収票の本人への交付と提出
	1/31 給料支払報告書、特別徴収票の提出

税金クイズの答え

躍に感動しました。そして、四年後東京で開催されます。が今、様々な問題が出てきて、開催に暗雲が立ち込めていきます。早く問題解決をして、今までに一番良かったと世界中の人にいわれるようなオリンピック・パラリンピックにこしてもらいたいです。

シリーズ『一から学ぶリスクマネジメント講座 ~その13~』

＜リスクファイナンス編＞ お金にまつわる対策

●貸倒れ損失を防ぐため、損害保険を活用する

名経営者と呼ばれた某衣料品メーカーの元社長は、たまたま週刊誌で見かけた「ある保険」の記事を読んで、すぐにこの保険に加入することにしました。その後2000年代前半に大手百貨店やスーパーが経営破綻し、それに連鎖する形で多くの同業者が苦境に立たされる中、この会社はほとんど損失を被ることなく安定経営を続けることができました。元社長はこのような事態が将来起りうるだろうと予想し、取引先の倒産による貸倒れ損失を防ぐ「取引信用保険」に事前に加入していたため、ピンチを回避することができたのです。「経営において難しいのは将来を見通すことではなく、見通した後にすぐに手を打つこと」と元社長は述べています。将来のリスクに目を背けず、想定できるリスクに対して必要であると判断したものはすぐに実行に移すことが、現代の経営に求められています。なお「取引信用保険」は、取引先に対する売掛債権の貸倒れを防止するだけでなく、保険会社による与信

管理機能や債権回収業務のアウトソーシング化も併せて活用することができ、経営管理上有効な保険です。また、海外取引先に対する売掛債権や海外子会社の売掛債権も補償できます。

●緊急事態の資金として生命保険を活用する

地震や風水害などの自然災害で自社が操業不能に陥ってしまった場合や、景気変動などで経営が急速に悪化した場合などに対応するため、万一の緊急流動資金の確保が必要です。

企業がピンチの時に自己資金や緊急融資に頼るのは現実的に困難です。そこで役員退職金の準備としてよく利用されている「長期平準定期保険」などの生命保険を緊急流動資金として活用することをおすすめします。解約返戻金や契約者貸付制度は短期間の現金化が可能で、緊急時のキャッシュフロー対策として適しています。また、平常時は保険料の損金算入による税の軽減効果を活かしつつ、緊急資金の積立ができる点は生命保険活用のメリットと言えます。

【記事提供】株式会社ジェイアイエヌ リスクマネジメント担当 大森英直

【連絡先】〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル5F
Tel: 03-3585-0596 E-mail: ohmori@jin-ins.com

★記事に関するご質問は上記までご連絡ください。また、大森法人会会員様に対して事故予防、各種安全講習、BCP(事業継続計画)等の相談を無料で受付けております。



優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



東法連特定退職金共済制度

東法連特退共制度の5つの魅力

- 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
- 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
- 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
- 加入手続きは簡単です。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいている 있습니다。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

資料請求
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂下5番6号 全法連会館内
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaiskyo.or.jp>

企C-27-11-S(平成27年7月31日)P6965